

前期的資本の蓄積過程 (一)

— 鴻池家算用帳の研究の一節 —

安岡重明

五 利息収入

鴻池家の業務は、一七〇〇年を画期として利貸しに重点をおくようになった。その結果、利息収入は、その収益率の低下にかかわらず同経営の主要な収益となり、江戸中期以降、それ以外の収益は、利息収入からみればほとんど無視しうる程度のもとなる。従って、そのころ以降、鴻池家の利貸、ことに大名貸しの利息収入は、経営発展、資本蓄積の基幹的な要素となる。寛文—延宝の躍進期においては、利息収入以外の収益も大きかったと推察されるが（第十表）、一七〇〇年以降は、利息収入が主たる収益となるのである。第一表F項「利入その他」は、第一表をみればわかるように、寛文—延宝期においても収益中の圧倒的な部分を占めているのであるから、利息以外の収益は総収益の多くの部分を占めていたのではない、と考えられるかも知れない。しかし当時の同家の利率から計算してゆけば、F項には、利息以外の収益が相当に入っていたと考えなければならない。

まず、初期の利率からとりあげる。鴻池文書において初期の貸付証文はほんのわずかしが残されていないから、算

用帳から判明する利率のすべてをあげてみよう。現在最古の大名貸証文は、延宝三年（一六七五）三月十八日の松平大和守（当時延隆藩主）のものといわれ、これは銀百貫目をかりて毎年三〇貫目ずつ五カ年間に一五〇貫目を返済する形をとっている。⁽¹⁾

借用申銀子之事

銀 百貫目 丁銀新分銅掛也

右之銀子者、松平大和守為要用借用申所実正也 返弁之定者、延宝三卯極月未極月迄、五ヶ年之納請ニ借用申候 毎年元利

加、壹ヶ年ニ三拾貫目宛、極月廿日限ニ相済、五ヶ年ニ百五拾貫目ニ而皆済申兼約也 右之銀子内外如何様之急用有之候共、定之通無滞、急度返弁可申候 為借状如斯に候 以上

延宝三年卯三月二十八日

(後略)

しかし算用帳においては、すべて利息は月当り、単利の計算をしている。なお利息は、すべての貸付について書き加えられているのでない。記載は次のごとき形をとる。

『 一 貳拾貫目

平野屋五兵衛殿

一 三百六拾目

右之利

壹ヶ月半分

これらの記載に、月当り利息額及び利率を算出して表示すると次のとおりである。

第5表 算用帳における貸付利率

註()内の数字は、条件不充分につき、計算に入れない。

(1) 寛文10年

件名	元銀	利息	期間	月当利息	月当利率
	貫 匁	貫 匁		匁	%
出羽守様	20,000.—	1,540.—	7ヵ月	220.—	1.1
亀屋 三郎右衛門殿	15,000.—	720.—	4	180.—	1.2
〃	10,000.—	440.—	4	110.—	1.1
いつみや次郎兵衛殿	23,600.—	566.40	2	283.20	1.2
鴻池与兵衛	10,000.—	240.—	2	120.—	1.2
鴻池市兵衛	10,000.—	240.—	2	120.—	1.2
伊賀守様	20,000.—	520.—	2	260.—	1.3
平野屋 五兵衛殿	20,000.—	360.—	1.5	240.—	1.2
鴻池六右衛門	7,000.—	84.—	1	84.—	1.2
天王寺や六右衛門殿	10,000.—	100.—	1	100.—	1.0
加賀屋 七兵衛殿	16,000.—	240.—	1	240.—	1.5
久宝寺や次郎右衛門殿	10,000.—	150.—	1	150.—	1.5
ゆじや 八兵衛殿	10,000.—	100.—	1	100.—	1.0
亀屋 三郎右衛門殿	10,000.—	130.—	1	130.—	1.3
てしまや三右衛門殿	(5,350.—)	(50.—)			
〃	(10,000.—)	(50.—)			
計	191,600.—			2,337.20	平均1.22

(2) 寛文11年

件名	元銀	利息	期間	月当利息	月当利率
	貫 匁	貫 匁		匁	%
亀屋 三郎右衛門殿	25,000.—	1,925.—	7ヵ月	275.—	1.1
松平出羽守様	20,000.—	880.—	4	220.—	1.1
戸田伊賀守様	40,000.—	1,560.—	3	520.—	1.3
鴻池与兵衛	5,000.—	120.—	2	60.—	1.2
和泉次郎兵衛殿	20,000.—	520.—	2	260.—	1.3
亀屋 三郎右衛門殿	20,000.—	260.—	1	260.—	1.3
細川越中様	50,000.—	600.—	1	600.—	1.2
亀や 三郎右衛門殿	20,000.—	240.—	1	240.—	1.2
百足や 治左衛門殿	2,000.—	24.—	1	24.—	1.2
大津屋宗順老	20,000.—	240.—	1	240.—	1.2
亀屋 九兵衛殿	10,000.—	150.—	1	150.—	1.5
久宝寺や次郎右衛門殿	20,000.—	240.—	1	240.—	1.2

池田や 長左衛門殿	5,000.—	62.5	1	62.5	1.25
堂島や 三右衛門殿	10,000.—	70.—	半月	140.—	1.4
天王寺や久左衛門殿	10,000.—	75.—	半月	150.—	1.5
堂島や 三右衛門殿	15,000.—	75.—	半月	150.—	1.0
なだや 榎 十 殿	(10,000.—)	(32.5)			
百足や 河左衛門殿	(4,000.—)	(8.—)			
中屋 八兵衛殿	(10,000.—)	(26.—)			
天王寺や六右衛門殿	(10,000.—)	(50.—)			
中屋 八兵衛殿	(15,000.—)	(75.—)			
鴻池や 吉兵衛殿	(10,000.—)	(10.—)			
松平丹後守様	(20,000.—)	(120.—)			
計	292,000.—			3,591.50	平均1.23

(3) 寛文12年

件 名	元 銀	利 息	期 間	月当利息	月当利率
	貫 匁	貫 匁		匁	%
有馬中務様	(20,000.—)	(2,780.—)			
〃	(15,000.—)	(1,650.—)			
和泉屋次郎兵衛殿	(20,000.—)	(1,540.—)			
尼崎屋作右衛門殿	10,000.—	752.—	6ヵ月	125.33	1.25
松平阿波守様	90,000.—	2,970.—	3	990.—	1.1
戸田伊賀守様	40,000.—	1,040.—	2	520.—	1.3
松平出羽守様	60,000.—	1,440.—	2	720.—	1.2
細川越中守様	20,000.—	480.—	2	240.—	1.2
計	220,000.—	6,682.—		2,595.33	平均1.18

(4) 寛文13年

件 名	元 銀	利 息	期 間	月当利息	月当利率
	貫 匁	貫 匁		匁	%
有馬中務様	(15,000.—)	(2,750.—)			
〃	(12,000.—)	(1,650.—)			
細川越中守様	10,000.—	720.—	6ヵ月	120.—	1.2
松平阿波守様	10,000.—	330.—	3	110.—	1.1
有馬中務様	30,000.—	780.—	2	390.—	1.3
細川越中守様	40,000.—	960.—	2	480.—	1.4
松平出羽守様	20,000.—	440.—	2	220.—	1.1
鴻池市兵衛殿	5,000.—	60.—	1	60.—	1.2
松平大和守様	60,000.—	1,320.—	2	660.—	1.1
戸田伊賀守様	70,000.—	735.—	1	735.—	1.05
細川越中守様	30,000.—	360.—	1	360.—	1.2
〃	40,000.—	480.—	1	480.—	1.2
計	315,000.—	6,185.—		3,615.—	平均1.15

(5) 延宝 2 年

件名	元銀	利息	期間	月当利息	月当利率
	貫 匁	貫 匁		匁	%
戸田伊賀守様	24,000.—	3,744.—	12月	312.—	1.3
有馬中務様	15,000.—	900.—	5	180.—	1.2
松平大和守様	10,000.—	440.—	4	110.—	1.1
松平伊勢守様	10,000.—	300.—	3	100.—	1.0
松平阿波守様	30,000.—	660.—	2	330.—	1.1
有馬中務様	15,000.—	360.—	2	180.—	1.2
小笠原内匠様	27,000.—	351.—	1	351.—	1.3
松平上野介様	16,000.—	192.—	1	192.—	1.2
松平大和守様	50,000.—	550.—	1	550.—	1.1
鴻池市兵衛殿	8,000.—	96.—	1	96.—	1.2
鴻池三右衛門殿	3,000.—	36.—	1	36.—	1.2
松平伊予守様	10,000.—	100.—	1	100.—	1.0
計	218,000.—	7,729.—		2,537.—	1.16

(6) 延宝 3 年

件名	元銀	利息	期間	月当利息	月当利率
	貫 匁	貫 匁		匁	%
戸田伊賀守様	24,000.—	3,744.—	丑年(延宝元)分 寅年(延宝2)年分 12ヵ月	312.—	1.3
〃	24,000.—	3,744.—		312.—	1.3
〃	70,000.—	8,820.—		735.—	1.05
松平大和守様	20,000.—	1,100.—	5	220.—	1.1
有馬中務様	60,000.—	2,160.—	3	720.—	1.2
松平伊予守様	70,000.—	1,400.—	2	700.—	1.0
松平大和守様	40,000.—	440.—	1	440.—	1.1
〃	10,000.—	110.—	1	110.—	1.1
細川越中守様	50,000.—	600.—	1	600.—	1.2
有馬中務様	20,000.—	240.—	1	240.—	1.2
天野や利兵衛殿	2,000.—	24.—	1	24.—	1.2
油屋四郎兵衛殿	2,000.—	24.—	1	24.—	1.2
計	392,000.—	22,406.—		4,437.—	平均1.13

(7) 延宝 4 年

件名	元 銀		利 息 期 間		月当利息	月当利率
	貫 匁	匁 匁	貫 匁	匁 匁		
松平上野介様	12,000.—	—	1,872.—	—	144.—	1.2
松平出羽守様	10,000.—	—	1,560.—	—	120.—	1.2
〃	24,000.—	—	3,744.—	—	288.—	1.2
松平伊予守様	100,000.—	—	14,000.—	—	1,000.—	1.0
〃	100,000.—	—	12,000.—	—	1,000.—	1.0
有馬中務様	5,000.—	—	360.—	—	60.—	1.2
松平伊予守様	50,000.—	—	3,000.—	—	500.—	1.0
〃	50,000.—	—	3,500.—	—	500.—	1.0
松平大和守様	40,000.—	—	1,760.—	—	440.—	1.1
松平伊予守様	50,000.—	—	2,000.—	—	500.—	1.0
松平出羽守様	20,000.—	—	660.—	—	220.—	1.1
有馬中務太輔様	16,000.—	—	192.—	—	192.—	1.2
住吉屋 藤左衛門殿	5,000.—	—	60.—	—	60.—	1.2
〃	3,000.—	—	36.—	—	36.—	1.2
松平大和守様	50,000.—	—	550.—	—	550.—	1.1
松平伊予守様	45,000.—	—	450.—	—	450.—	1.0
千草屋四郎左衛門殿	20,000.—	—	280.—	—	280.—	1.4
計	600,000.—	—	46,024.—	—	6,340.—	平均1.057

第6表 算用帳における預りの利率

註 条件不十分のものを除く

年	預 銀 者	銀 高	利 子	期 間	月当利子	月当利率
寛文一〇年	法花庄二郎殿	10,000.—	貫 匁	匁 匁	120.—	1.2
	嶋や作右衛門殿	60,000.—	—	—	540.—	0.9
	計	70,000.—	—	—	660.—	平均 0.94
寛文一二年	淀屋 三郎右衛門殿	60,000.—	1,320.—	2	660.—	1.1
	伊勢や長太夫殿	5,615.—	50.55	1	50.55	0.9
	升や伊兵衛殿	6,000.—	30.—	半月	60.—	1.0
	計	71,615.—	—	—	770.55	平均 1.07

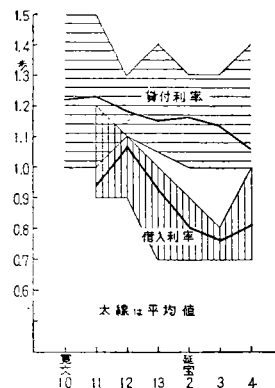
年	預 銀 者	銀 高	利 子	期 間	月当利子	月当利率
延 宝 元 年	(かいふや)	貫 匁	貫 匁	月	匁	%
	海部屋 太兵衛殿	10,000.—	875.—	12.5	70.—	0.7
	〃	7,000.—	612.50	12.5	49.—	0.7
	大谷平右衛門殿	6,000.—	480.—	8	60.—	1.0
	天王寺や惣左衛門殿	6,000.—	192.—	4	48.—	0.8
	住よしや清右衛門殿	10,000.—	300.—	3	100.—	1.0
	炭や長次郎殿	30,000.—	900.—	3	300.—	1.0
	鴻池六右衛門殿	10,000.—	300.—	3	100.—	1.0
	升や伊兵衛殿	5,000.—	100.—	2	50.—	1.0
	鴻池六右衛門殿	10,000.—	100.—	1	100.—	1.0
	計	94,000.—			877.—	平均 0.93
延 宝 二 年	海部や太兵衛殿	10,000.—	805.—	11.5	70.—	0.7
	鴻池六右衛門殿	10,000.—	360.—	4	90.—	0.9
	天王寺や惣左衛門殿	10,000.—	160.—	2	80.—	0.8
		30,000.—			240.—	平均 0.8
延 宝 三 年	海部や長兵衛殿	1,000.—	73.50	10.5	7.—	0.7
	吹田や吉兵衛殿	10,000.—	560.—	7	80.—	0.8
	伊勢や長四郎殿	6,000.—	21.—	0.5	42.—	0.7
		17,000.—			129.—	平均 0.76
延 宝 四 年	吹田屋吉兵衛殿	11,000.—	616.—	7	88.—	0.8
	鍋屋甚左衛門殿	4,000.—	56.—	2	28.—	0.7
	住吉屋 藤左衛門殿	17,000.—	272.—	2	136.—	0.8
	今橋町中	4,000.—	40.—	1	40.—	1.0
	天王寺屋惣左衛門殿	6,000.—	48.—	1	48.—	0.8
		42,000.—			340.—	平均 0.81

第7表 貸借の平均利率

年 度	貸 付		借 入	
	件 数	平均利率 (月当)	件 数	平均利率 (月当)
寛文 10年	14	1. 2 2	—	—
11年	16	1. 2 3	2	0. 9 4
12年	5	1. 1 8	3	1. 0 7
13年	10	1. 1 5	9	0. 9 3
延宝 2年	12	1. 1 6	3	0. 8 0
3年	10	1. 1 3	3	0. 7 6
4年	17	1. 0 6	5	0. 8 1
明治 2年	66	0. 7 3		

平均利率は、当該年間の利息のわかる総貸借額で月当り利息額の合計を割ったものである。

貸付の利率 寛文—延宝期の利率のわかるものをみると、寛文十年の月一・二二%から漸減して、延宝四年には月一・〇六%になっている。多少の高低はあっても、利率は通減の傾向を示している。月一・二%の利率は、単利であるから年に一四・四%である。なお、参考のため、明治元年における利入六六例から平均利率を算出すると、月〇・七三%であった。算用帳面における利息併記分は、決算時における債権であるから、実は、未払分が記載されているのである。利払の延滞期間は寛文十年



には最高七カ月であるが、延宝二十一年には、一カ年、二カ年のものがあらわれている。元利の返済は次第に延滞される傾向にあったとみてよい。

借入の利率 この利率は、「預り」「おい方」(第一表 B)の項からとり出したもので、平均利率は算出してあるが、事例が少ないのでこれらの事例のみで多くを語ることはできない。それでも数年間の傾向としては、この場合もやはり利率は低下していつている。もちろん借入の利率は、常に貸付のそれよりも低い。寛文末年には、だいたい月一%前後、延宝初年には大体月〇・八%程度であった。

以上は江戸前期における利率である。それ以降の利率は証文の個別的検討によらねばならないので別の機会にゆずるとして、明治元年の大福帳の利入の状態から同年の平均利率は、既述のごとく、月〇・七三%であった。寛文―延宝期には、個々の貸借における利率にそれほど大きい差はみとめられず、差の大きい場合でも月〇・五%までであった。明治元年には、年〇・五%という低利から月一・五%(年一八%)の高利まで、じつに区々様々である(補説参照)。こうした利率の不同が何に由来するのかは、貸付の新古、安全度の高低、恩顧、由緒など旧来の諸関係、等々考えられるが、これについては証文の検討とともに別の機会に行う。次に利息収入をみる。

第一表についてすでにのべたように、鴻池家の収益はおおむね元禄四年以降、利銀その他の項Fが圧倒的な部分を占めるようになる。このF項には、利入ばかりでなく、家賃・扶持米代銀・掛屋料・歳暮祝儀などが含まれている。このように雑多な収入が含まれているからF項の銀高を利息収入とみることに一応疑問がもたれる。けれどもそれらの収入は、貸付に伴う収入という性質が強いから、利息の項にこれらが込められていることには、相当理由があると考えられる。大名貸をする商人の側でも大名貸の危険を考えて、扶持米をもらいものではなく、元金の入りとして処理したといわれる。⁽⁸⁾ 為替貸、小判売買の収益がいかに微小であっても、つねに独立の項をもっていたことを考ええ

ば、利入の項Fにおける雑多は諸収入に対して、経営者は等質性を感じていたとみなすことができる。そこでわれわれも、利息の他を含むF項は、利息収入に準じた扱いをするのであるが、その場合注意しなければならないのは、「利入」が当時の貸付利廻りより上廻っていた寛文―天和期、もう少し長くれば寛文―元禄期のF項の内容とそれ以後のF項の内容とは異っていたらうという点である。すなわち前述したように元禄以後商業的諸業務が減少していつているから、「利入」Fの項を利息収入とはば同じとみうるのは、元禄末年以降についてである。

利息収入の研究にあたって、前年元銀に対する利入Fの額を比較すること、前年貸有銀に対する利入Fの額をする二つの方法が考えられる。貸有銀Aのうちだけが貸付に向けられていたかは全く不明である。算用帳にあらわれる期末の状態は、一応清算された状態であるから、その構成でもって推計することも無理である。だから貸有銀と利入を比較しても、その数字で立ち入った議論をすることはできない。また、前年元銀と利入を比較する場合、預り利率と貸付利率の差が問題になる。その上、利入が粗収益である以上、それと純資産と比較してもあまり意味がない。やはり貸付額に準ずるものと利入を比較しなければならぬ。以上の考えからすれば、二つの方法はともに難点をもつが、限られた史料で問題を進めてゆくため、二つの方法で算出し、少しでも立ち入ってゆくことにする。なお、既述のように例えば寛文十一年の期首の算用は前年度寛文十年末の決算であるから、寛文十年「利入」は、第一表寛文十一年の利銀（利入）Fを用いて計算する。

第十表は、期末の「利入」Fの銀高を期首の貸有銀でわったもの、すなわち利息の実収率と、元銀に対する利入率である。前者についてのべる。貸有銀の中には、現金銀や米の売上代銀とみられるものも入っているのだから、貸有銀のうち若干の部分は貸銀ではない。また「利入」Fのなかにも同様のものが含まれている。未収利息の併記が行われた寛文十年―延宝四年には、第五表(1)～(7)でみたように、多額の未収があるにもかかわらず、この年間および天和四

第10表 利入の前年元銀, 貸有銀に対する比

年 度	貸有銀(A)に対する 利入Fの比	左同 五年平均	前年元銀(D)に対す る利入Fの比	左同 五年平均
	%	%	%	%
寛文 10年	13.1		21.0	
11	11.9		26.4	
12	18.3	14.4	32.0	25.1
13	13.6		24.8	
延宝 2	15.1		24.2	
3	13.3		25.4	
4	10.1		19.4	
5	13.0	11.8	18.9	19.6
6	9.0		13.3	
7	14.0		21.2	
8	11.7		16.2	
9	14.7		18.6	
天和 2	12.0	13.8	10.1	16.1
3	6.1		6.9	
4	24.5		29.4	
貞享 2	4.9		5.9	
3	6.8		7.4	
4	5.8	6.1	6.4	7.0
5	6.7		7.8	
元禄 2	6.5		7.3	
3	7.8		8.6	
4	8.6		9.3	
5	7.2	8.6	8.1	9.3
6	8.8		9.5	
7	10.4		11.0	
8	11.2		11.5	
9	10.7		12.2	
10	11.5	11.6	12.5	12.8
11	11.9		12.5	
12	12.6		15.3	

	13	10.7		14.0	
	14	9.4		11.1	
	15	8.6	8.9	10.0	10.4
	16	6.8		7.4	
	17	9.0		9.7	
宝永	2	6.4		6.3	
	3	5.9		6.2	
	4	5.1	5.6	5.3	6.1
	5	6.6		6.9	
	6	4.2		5.6	
	7	5.4		5.5	
	8	8.1		8.4	
正徳	2	5.5	8.6	5.7	6.4
	3	5.5		6.1	
	4	5.8		6.3	
	5	7.4		7.9	
	6	7.3		7.7	
享保	2	7.7	6.9 (4年平均)	8.1	6.9
	3	?		5.4	
	4	5.0		5.2	
	5	4.1		4.8	
	6	4.0		4.7	
	7	7.2	5.6	8.2	6.6
	8	6.8		7.5	
	9	7.1		8.0	
	10	9.5		10.4	
	11	7.0		7.6	
	12	6.5	7.0	7.0	7.6
	13	6.3		6.7	
	14	5.8		6.3	
	15	6.8		7.3	
	16	5.0		5.5	
	17	5.4	7.5	11.2	9.4
	18	9.5		11.0	
	19	9.1		11.9	

	20	4.4		5.2	
	21	6.3		7.5	
元文	2	5.9	5.9	6.9	6.9
	3	6.4		7.2	
	4	6.5		7.6	
	5	6.4		7.8	
	6	7.0		7.9	
寛保	2	6.6	6.6	7.6	7.8
	3	7.0		8.4	
	4	6.1		7.2	
延享	2				
	6	7.6			
	7	2.6		2.7	
	8	4.0		4.1	
	9	3.4		5.2	
	10			15.6	
	11	4.4		5.4	
	12	4.8		6.8	
	13	4.0		5.6	
	14				
安永	2	6.7		10.0	
	3	5.1		9.1	
	4	7.3	6.0	11.9	9.4
	5	5.9		8.7	
	6	5.0		7.3	
	7	2.9		4.0	
	8	2.4		3.3	
	9	5.0	3.6	6.7	4.8
	10	3.7		4.8	
天明	2	3.8		5.0	
	3	4.0		5.5	
	4	4.6		5.9	

5	4.2	4.6	5.7	6.2
6	4.4		6.5	
7	5.8		7.4	
8	3.6		5.4	
9	4.8		7.3	
寛政 2	3.7	4.3	5.5	6.6
3	4.8		7.1	
4	4.5		7.6	
5	4.4		7.4	
6	4.7		8.1	
7	4.9	3.6	8.1	6.1
8	2.1		3.4	
9	2.0		3.3	
10	1.9		3.1	
11	2.2		3.5	
12	2.1	2.1	3.3	3.8
13	2.1		3.4	
享和 2	2.0		3.2	
3	1.9		3.1	
4	2.0		3.1	
文化 2	2.4	2.2	3.5	3.3
3	2.2		3.2	
4	2.4		3.6	
5	2.6		3.9	
6	2.2		3.3	
7	2.2	2.3	3.2	3.4
8	2.2		3.3	
9	2.3		3.4	
10	2.2		3.3	
11	2.2		3.3	
12	2.1	2.3	3.1	3.2
13	2.2		3.1	
14				

明治	2				9.2
明治	8				3.5

- 註 1 寛文10年から天和2年までは、為替打賃を含む。
 2 延宝5年は米代を含む。
 3 延宝6年以後「万事入」「諸事入」を含む。
 4 延宝8年以後家賃を含む。

年までは、当時の貸付利率を上廻る利銀打銀収入(F)がある年度が多い。従って当時の経営では利貸業以外の業務の占める比重が大きかったことが明らかである。一般に年度が下るにつれて、元利の回収は遅延したのであるから、延宝五年以降未払利息が明瞭に現われないとしても、それがなくなったとは考えられず、別帳による処理が行われるようになったと考えなければならぬ。かくして利息収入率は、元禄七—十三年を除き、次第に低下してくる。契約上の利率は低下の傾向にあったが、明治二年でも月〇・七三%であった。だから、宝永以降の利息収入は、この点を考えてみても、契約上の利廻りから相当下廻ったものとみられる。利息収入が明瞭に悪化するのには、安永七年からであるが、寛政八年からは一層顕著であり、二%台になってしまふ。天明—文化年間は、諸藩の債務整理の時期であり、藩債の整理にあたって鴻池家は非常な悪条件をおしつけられた例が多いから、こうした現象があらわれたのである。前年元銀に対しても寛政七年以降の利息収入率は、三%台であり四%にみたない。だから、資産の増加率は文化末年には五カ年間でわずか一・〇七倍に減じ、年間一%強という程度になっていた。巨大な資本を蓄積し、封建権力と共生しながら、歩んできた鴻池家ではあったが、寛政七年以降、封建権力との共生のゆえに、危機的な局面に直面したといわねばならない。さきに検討したように莫大な資本のほとんどを封建諸侯につきこんでいた鴻池家は、諸藩の財政が危胎に瀕しても、元本をひきあげるといふようなことは不可能であり、元本を確保するためには、たとえ危険きわまりないとしても、なんとか諸藩がたちゆくような形で利

殖をはからねばならなかった。そうした両者の不可離の關係にゆえにこそ、江戸後期には諸藩財政の危機は直ちに鴻池家経営の危機となったのである。

(1) 宮本又次『鴻池善右衛門』九八―九九頁

(2) 海保青陵は次のようにいつている。

「凡今は金の利、大阪にてはけしからず上りて、むかしとは大きにちがふなり、新規借りなれば一割二三朱などいふことなり、大國は大金を借る。年限十年か十二年なり。利も七八朱なり。これは年限中は七八朱の利をきつと一年に三度及四度に計算する。七八朱といふ金は数代借りつけたる家でなければ出さぬなり、扶持米も沢山とりておる。付届進物も沢山にとりておる。控へ屋敷に火災があつても、材木を進物にすると云ふような懸意でなくては七八朱と云ふ金は出来ぬなり」稽古談、日本経済大典二七の二五九頁。宮本又次『大阪町人』二二五頁

(3) 宮本又次『大阪商人』一七六頁

(4) 中井信彦氏は、元禄十年頃の収益の増大を、当時の貨幣改鑄に求められた。前掲論文、歴史学研究会編『明治維新と地主制』二二―頁

(5) 中部よし子「寛政文化指大阪前期的資本と藩政改革―草間直方と肥後藩の場合」(『近世史研究』九号)によれば、鴻池本家は天明―化政期に諸藩との交渉によって貨銀の整理を行った。「東西大小之證漢奇政之符仕法多ク、大祇無利足百年百五十年賦等有之、又甚數ハ肥前様ニ千年賦と申名目も有之候」といわれている。鴻池家に残されている証文の中にも、土佐藩の場合、寛政七年には多額の債務を無利足長年賦にしたものが多い。寛政八年以降、利入が急落しそれまでの約半分になっているのも、こうした理由によるのであろう。

(6) 文化二年にも同家は諸侯から利私停止の交渉をうけた。宮本又次『大阪町人』一八二頁

【補説】 明治二年の「利入」について

利入には、種々の収益が含まれていることは、すでに指摘した。寛文―元禄期には、ことにその度が強かったであろうと推定した。同経営にとってもっとも問題になる「利入」が算用帳において不明確であるのは、これに関して別

の帳簿があつたからである。この点については明治二年の大福帳がはっきり示している。それ以前にも弘化二年に大福帳があるが、これは如何なる原則で記帳されたのか不明である。明治二年については算用帳との關係がはっきりしているので紹介しよう。しかし、明治二年の大福帳で江戸期の「利入」の内容をおしはかることは、危険である。第一表を参照すれば分るように、同年の「利入」は、江戸中期以降の利入額にくらべて比率が異状に高い。寛政—文化期の利入額は前年元銀の3%台であつたのに、明治二年のそれは、約9%である。明治九年には寛政—文化期の比率にもどつてゐる。明治二巳年の利入四、二四五貫余のうち、利息一、二二六貫余(二九%)、扶持米・掛屋料金など一九一四貫余(四五%)、家賃・駄賃、その他一、一〇五貫余(二六%)となつてゐる。明治二年に入つた利息は、「利入」F額の銀高の三分の一に足りないのである。その四割五分が掛屋料・扶持米代銀である。明治二年の「利入」は異状に高いから、この比率を他の年度に及ぼすことはできない。右の数字を数字を較べてみると、文化年度や明治九年の利入は、利息が主であつて、明治二年のようにその他の収入が大きくなかつたと推察される。「万延申年御吹直し金銀引替為御手当被下金」八九三貫余など、ことに大きい臨時収益であつたらう。明治二年にみられる年〇・五%から三〜四%の低利率は、江戸中期以降みられるようになった古債の書直しであると考えられる。この点についても別の考察がなされることになつてゐる。

明治2年の利息収入

月日	利子入	元 銀	期 間	利 率	利 払 者
1.14	16,800.—	160,000.—	閏共14ヶ月	月 7朱半	藤堂和泉守様
"	24,000.—	200,000.—	閏共15 "	月 8朱	"
1.17	11,407.5	117,000.—	閏共15 "	月 6朱半	松平刑部大輔様
1.19	900.—	86,400.—	閏年分(13//)	年 1朱4167	井上河内守様
"	7,470.4	66,700.—	閏共14ヶ月	月 8朱	"
"	2,151.12	41,367.8	13ヶ月分	月 4朱	毛利左京亮様
1.24	780.—	10,000.—	閏共13ヶ月	月 6朱	太田統治郎様
1.27	2,592.—	当用銀 108,000.—	2ヶ月	月 12朱	紀州様
2.23	14,300.—	200,000.—	閏共11ヶ月	月 6朱半	蜂須賀阿波守様
3.1	17,640.—	110,000.—	閏共14ヶ月	月 7朱	伊木若狭様
3.25	5,624.94	仕送銀 155,385.—	8ヶ月	老貫目につき 36匁2歩	柳河蔵
3.28	14,560.—	160,000.—	閏共14ヶ月	月 6朱半	山内土佐守様
4.2	19,600.—	800,000.—	3ヶ月半	月 7朱	鴻池庄兵衛
4.21	15,000.—	300,000.—	5ヶ月	月 1歩	立花飛弾守様
4.22	16,380.—	180,000.—	閏共14ヶ月	月 6朱半	山内土佐守様
5.1	25,200.—	150,000.—	12ヶ月	月 14朱	尾州様
"	40,896.—	360,000.—	8ヶ月	月 14朱	"
5.26	48,262.5	825,000.—	13ヶ月	月 4朱半	山内土佐守様
5.28	38,304.—	当用銀 340,000.—	10ヶ月	月 12朱	加州蔵
6.29	73,920.—	840,000.—	11ヶ月	月 8朱	前田加賀守様
"	31,920.—	380,000.—	7ヶ月	月 12朱	"
7.2	2,400.—	100,000.—	6ヶ月	月 4朱	鴻池善五郎殿
7.11	20,790.—	当用銀 594,000.—	7ヶ月	月 5朱	和田久左衛門殿
8.18	7,200.—	60,000.—	閏共30ヶ月	月 4朱	蜂須賀阿波守様
"	10,010.—	140,000.—	11ヶ月	月 6朱半	山内土佐守様
"	9,900.—	150,000.—	"	月 6朱	御同所様
9.7	9,501.62	仕送銀 154,800.—	9ヶ月	老貫目につき 68匁2分宛	柳河蔵
10.28	78,000.—	600,000.—	13ヶ月	月 1歩	山内土佐守様
11.3	14,400.—	150,000.—	12ヶ月	月 8朱	鴻池栄三郎殿
11.26	936.—	12,000.—	12ヶ月	月 6朱半	池田信濃守様
11.17	4,800.—	当用銀 300,000.—	2ヶ月	月 8朱	鴻池善五郎殿
11.27	2,100.—	当用銀 300,000.—	1ヶ月	月 7朱	備前蔵

11. 27	23,696.4	846,300.—	1ヶ月	年 2朱8	山内土佐守様
"	10,140.—	120,000.—	13ヶ月	月 6朱半	御 同 所 様
12. 2	32,500.—	500,000.—	13ヶ月	月 5朱	細川越中守様
"	7,800.—	100,000.—	"	月 6朱	御 同 所 様
"	23,400.—	300,000.—	"	"	"
12. 3	11,910.—	300,000.—	1ヶ月	年4朱5毛にて 錢引	長岡屋久兵衛殿
12. 7	1,080.—	30,000.—	12ヶ月	月 3朱	鴻池栄三郎殿
12. 12	9,000.—	当用銀 900,000.—	1ヶ月	月 1歩	土 佐 藏
12. 16	9,600.—	80,000.—	12ヶ月	月 1歩	桜井遠江守様
"	20,665.26	仕送銀 189,000.—	11ヶ月	月 9朱9厘9毛	尼 崎 藏
"	7,500.—	50,000.—	10ヶ月	月 1歩5朱	桜井遠江守様
"	2,974.—	297,400.—	1年	年 1朱	蜂須賀阿波守様
"	11,713.68	165,000.—	12ヶ月	月5朱9厘1毛6辨	"
"	65,000.—	500,000.—	13ヶ月	月 1歩	"
12. 17	606.2	121,240.—	1年	年 5厘	水野和泉守様
"	23,040.—	64,000.—	6年	年 6朱	一橋刑部郎様
"	13,200.—	160,000.—	11ヶ月	月 7朱半	藤堂和泉守様
"	17,600.—	200,000.—	"	月 8朱	"
12. 18	14,400.—	当用銀 150,000.—	8ヶ月	月 1歩2朱	津 藏
12. 21	6,000.—	100,000.—	1ヶ月	年 6朱	立花飛弾守様
"	19,800.—	360,000.—	5ヶ月	月 1歩1朱	"
"	10,950.55	仕送銀 278,640.—	9ヶ月	1貫目につき 39匁3分宛	柳 川 藏
12. 22	6,601.8	132,036.—	1年	年 5朱	秋元但馬守様
"	5,000.—	50,000.—	10ヶ月	月 1歩	土岐隼人正様
12. 22	10,800.—	180,000.—	3ヶ月	月 2歩	土岐隼人正様
12. 23	75,600.—	900,000.—	12ヶ月	月 7朱	高津修理大夫様
12. 26	90,000.—	500,000.—	10ヶ月	月 1歩8朱	山内土佐守様
"	23,040.—	320,000.—	12ヶ月	月 6朱	鴻池善五郎殿
"	8,232.—	112,000.—	7ヶ月	月 1歩5厘	秋元但馬守様
"	73,125.—	仕送銀 562,500.—	13ヶ月	月 1歩	館 林 藏
"	2,400.—	100,000.—	6ヶ月	月 4朱	鴻池善五郎殿
"	663.52	33,176.15	1年	年 2朱	毛利右京亮様
12. 29	4,320.—	金24両代	6ヶ月	月 2朱	館 林 藏
12. 晦	570.—	19,000.—	1年	年 3朱	広嶋藏仲間
"	150.—	1,500.—	2年	年 5朱	阿波藏仲間
計	1,226,504.49	16,836,444.95	774.5	月当利率0.73%	

明治2年の扶持米・掛屋料金など

月 日	銀 高	内 訳	支払者
7. 8	139,813.46	辰年扶持米152石835代	阿波藏
〃	31,218.33	〃 38石300代	肥後藏
〃	8,099.00	〃 14石代	上田藏
〃	20,700.00	〃 20石代	川越藏
〃	21,600.00	辰年御蔵米40石代	紀州藏
〃	209,999.92	巳年御扶米500石代	柳河藏
〃	32,391.90	辰年〃 24石3代	薩摩藏
〃	27,000.00	昨辰年掛金料金150両代	広嶋藏
〃	4,500.00	〃 歳暮御祝儀金1万疋代	柳河藏
〃	6,750.00	〃 掛屋料金1万5千疋代	同所
〃	91,411.20	〃 被下米92石代	加州藏
〃	78,602.76	昨辰年御亮米三万八千七百三拾三石五斗代金 取扱候掛賃米壹石 = 付壹合七勺宛此米65石8斗4 升8合代但壹石 = 付1貫193匁7分替	〃
〃	5,399.55	辰年御扶持米17石7斗5升代	吉田藏
12. 23	243,955.07	巳年御扶米347石2升1才代	備前藏
〃	397,067.70	昨辰年御知行米売込之内飯米相調候引残り	広嶋藏
〃	45,000.00	昨辰年御褒美米2百俵代	同所
〃	32,391.90	巳年御扶持米24石3斗代	薩摩藏
〃	77,500.00	巳年御扶持米50石代	館林藏
〃	2,800.95	巳年御扶持米35石5斗代	高取藏
〃	5,850.00	巳年分掛屋料 壹金百三拾匁代	阿波藏
〃	24,472.91	巳年御亮掛用米 8379石5斗代金取扱候掛賃米, 但壹石 = 付1合7勺宛 此米14石2斗4升5合代但 壹石 = 付1貫718匁替	加州藏
〃	6,750.00	巳年分御掛屋料金1万5千疋代	柳川藏
12. 27	46,992.00	巳年御扶米26石4斗代	長府藏
〃	80,685.57	巳年御扶持米48石9斗3升代	加州藏
〃	83,072.00	〃 44石代	肥後藏
〃	151,708.00	巳年被下米92石代 但1石 = 付1貫649匁替	加州藏

12. 27	9,000.00	巳年御掛屋料金50兩代	広嶋蔵
"	4,500.00	巳年歳暮御祝儀金1万疋代	柳川蔵
12. 晦日	24,775.42	屋鋪方到来銀別帳高	内
計	1914,007.64		

明治2年の家賃・駄賃・その他

月 日	銀 高	内 訳	支払者
7. 6	貫 匁 ,113.63		堂島屋敷家 賃差引残り
7. 8	1,251.70	京登金駄賃	阿波蔵
7. 11	893,430.00	万延元年御吹直し金銀引替為御手当被下金差引高之内	内
10. 23	1,501.00	京參金駄賃	阿波蔵
11. 17	27,000.00	利違金755兩3歩2朱代	尾州様
11. 17	120,944.00	当用金1万兩調達仕候利金を代り被下金150兩代	肥後蔵
12. 29	50,400.00	当用金2万兩調達仕候ニ付為利金被下280兩代	肥後蔵
12. 29	4,320.00	金24兩代 錢札請高式千兩備金6ヶ月分利 但月式朱ニて	館林蔵
12. 晦	,302.79	巳年小物成	内
"	,065.00	巳年中□代	内
"	6,102.92	年中出目	
計	1,105,431.04		

六 預り 銀

以上において、われわれは「貸有銀」及び「利入」、すなわち鴻池家の経営のいわばポジティブな側面を検討したわけである。それは、貸借対照表における借方及び損益計算における収益であった。これらの検討によって算用帳から判明する限りでの、資本蓄積および経営変化の主要を示した。次にここでは「内預り」すなわち借入銀の検討に移りたい。そののち、稿を改めて支出・費用の検討をすることにしよう。「預り」銀の変化は、「貸有銀」の変化は

61 前期的資本の蓄積過程 (二)

どには明瞭ではない。しかし、「貸有銀」及び「利入」における経営事情となり正確に対応している。「預り」銀高およびその比重については、第一表における諸数字を検討すれば、かんたんにわかる。大要を摘出すれば第十一表のとおりである。寛文―延宝期には、貸有銀の三割前後の相当高い比率を占めるが、十八世紀前半(宝永―延享)期には低下し、「預り」は「貸有銀」の二割にみならず、通常一割前後である。これが、再び増加し、十九世紀に入る前後では、三―四割となる。しかし、この期の「預り」銀の構成は、寛文延宝期のそれと質的に異っている。史料を正確に示す意味で、五カ年度の「預り」銀を整理し、表示しよう。預銀者の性格から分類するのであるが、鴻池家家族および同族以外の氏名の場合は、それが商人か武士か、あるいは、武士とすれば大名貸しとどういふ関係にあるか、などについては全く不明であり、われわれとしては、氏名および若干の記事を参考にして分類するより外はなかつた。だから以下で用いる分類は絶対的なものではないし、相当不正確を含んでること御諒解頂きたい。

われわれは、第十二表(1)と(5)において、預銀者(あるいは件名)の性格によって分類し、小計した。その分類の仕方についてのべると(なお第十三表も参照のこと)、

第11表 貸し有り銀のうちに占める預りの比率

年	貸 有 銀	預	預 り の 比
	貫目	貫目	%
寛 文 10 (1670)	327	123	37.6
延 宝 9 (1680)	1720	491	28.5
宝 永 3 (1706)	24,550	1,246	5.1
延 享 2 (1745)	21,617	2,508	11.6
寛 政 7 (1795)	34,673	13,750	39.6
文 化 14 (1817)	38,444	11,424	29.7

第12表 「預り」銀高 (又は「おい方」)

(1) 寛文10年

件名	預り高	件名	預り高
升や伊兵衛	貫 匁 1,103.05	お石殿(初代の女子 新代家の元祖)	3,022.75
嶋屋長左衛門殿	26,750.—	小計	66,397.64
右之利	150.—	又右衛門殿(二代)	15,324.27
小計	28,003.05	善兵衛殿	7,665.—
橋爪六之丞殿	500.—	久田老(初代 又右衛門)	4,300.—
三田蔵	1,110.—	小計	27,289.27
宗信老(初代 善右衛門)	18,620.14	合計	123,299.96
石鶴分(三代宗利 の幼名)	44,754.75		

(2) 宝永3年

件名	預り高	件名	預り高
木村や次右衛門	458.80	中津蔵	54,660.63
今米村 乗久 九兵衛	17,400.—	三好蔵	5,748.09
神崎屋喜右衛門	14,000.—	相良蔵	17,110.—
小計	31,858.80	三好蔵	6,250.63
長左一右衛門殿	31,730.—	広嶋蔵	51,555.—
服部図書殿	46,400.—	土州蔵入長帳ノ高 金268両2分代	15,573.—
塩見惣七郎殿	11,600.—	阿波蔵入長帳ノ高 金662両2分代	38,425.—
谷口藤助殿	13,998.88	筑前蔵返弁ノ内 金176両2分代	10,237.—
角田利助殿	7,868.14	阿波蔵入長帳ノ高 端銀	6,706.02
同上	7,868.14	土州蔵入長帳ノ端 銀	355.20
*蔵田七郎右衛門殿	71,340.—	筑前蔵返弁金ノ端 銀	5.—
蔵田七郎右衛門殿目録 残り銀	2,399.02	小計	206,625.57
竹井忠左衛門殿(開方)	377,530.—	松平淡路守禄年府之内へ	192,967.14
佐藤奎右衛門殿	10,000.—	為替ニ取, 金404両1分代	23,446.50
高野休念老	572,866.04	新開新田方 金851両1分2朱代	49,379.75
小計			

為替ノ端銀	32,85	鴻池彦七殿	11,049.46
新聞新田金子ノ端銀	5,35	鴻池又右衛門殿	74,781.82
小計	72,864.45	鴻池小右衛門殿	43,869.30
久田様	4,300.一	小計	129,700.50
志乃	35,000.一	合計	1,246,182.58
小計	39,300.一		

* 「金1230兩代、但蔵田勤兵衛罷登、記後蔵ノ御取申金替セニ頼候ニ付取組遣候分」という註記がある。

(3) 延享2年

件名	預り高	件名	預り高
三井組名代中井喜七郎殿 林十兵衛殿 竹内文二郎殿	300,000.一	宗益 (五代当主)	124,000.一
同三人	200,000.一	小計	569,808.一
塩見源八郎殿	5,990.一	鴻池喜六殿	267,649.99
小計	505,990.一	// 善八殿	90,728.87
備前蔵差引残り	590,449.50	// 又七郎殿	16,915.25
同所 米代	18,697.一	// 宗直殿	6,376.53
小計	609,146.50	// 助三郎殿	9,919.69
大村筑後守様	972.73	小計	391,590.33
池田丹波守様	11,800.一	別宅九人	45,000.一
備前詞堂利	4,950.一	別宅六人	30,000.一
小計	17,722.73	小計	75,000.一
鴻池新田	8,801.66	顯孝庵	9,704.一
お滝 (五代宗益妹)	38,304.一	玉林院	5,000.一
お三木 (//)	38,304.一	小計	14,704.一
珠光様 (三代宗利室)	136,700.一	別帳入	315,603.76
お伊代殿 (五代宗益姉)	16,800.一	合計	2,508,366.98
同人	156,700.一		
八十 (五代宗益後室)	59,000.一		

(4) 寛政7年

件名	預り高	件名	預り高
広嶋藏差引残り	1,145,150.34	鴻池善作殿差引残り	8,000.—
阿波藏差引残り	157,774.18	鴻池和五郎殿 //	6,420.67
小計	1,302,924.52	同人 //	4,053.21
お長 (六代幸行室)	27,500.—	小計	482,372.88
同人	133,000.—	別宅8人	40,000.—
善次郎 (七代幸栄)	118,500.—	別宅8人	40,000.—
善之助 (七代幸栄弟)	73,800.—	小計	80,000.—
善九郎 (//)	37,000.—	顕孝庵	15,402.—
お要 (七代幸栄室)	49,000.—	愛后山教学院	10,000.—
幸行 (六代当主)	131,000.—	小計	25,402.—
同人	534,200.—	北印金4万両代	2,400,000.—
お句殿 (六代妹仁保か)	484,544.46	内 別印金29,700両代	1,663,200.—
小計	1,588,544.46	北別印	6,208,000.—
鴻池駒次郎殿差引残り	100,000.—	小計	10,271,200.—
鴻池又右衛門殿 //	363,900.—	合計	13,750,444.86

(5) 文化14年

件名	預り高	件名	預り高
備前藏 差引残り	106,519.—	鴻池善作殿 差引残り	26,600.—
広嶋藏 //	329,324.80	小計	428,500.—
阿波藏 //	1,724.40	別宅8人	40,000.—
小計	438,068.20	別宅8人	40,000.—
長月様 (六代幸行室)	27,500.—	小計	80,000.—
//	187,400.—	顕孝庵	18,262.—
長音様 (七代幸栄後室)	111,600.—	教学院	10,000.—
お愛 (八代幸澄室)	51,400.—	小計	28,262.—
善九郎 (九代幸実)	14,400.—	内 御褒美銀	860.—
於愛	4,100.—	内 北印金4万両代	2,400,000.—
幸澄	103,000.—	内 別印金670両代	41,674.—
小計	499,400.—	北別印	7,508,000.—
鴻池又右衛門殿差引残り	301,900.—	小計	9,950,534.—
鴻池善五郎殿 //	100,000.—	合計	11,424,764.20

- 一、「商人」 屋号をもつ名をこの項に分類した。一件は村名がつけられているから、農民かも知れない。
 - 二、「商人又は武士」 商人か武士か区別のつかないもの、および武士名。武士名の場合、武士個人の預りではなく、藩役人としての預りと考えられる。
 - 三、「蔵」 蔵屋敷との取引の残高と思われる。すなわち「何々蔵差引残り」という記載がそれを示す。しかし、あらゆる貸借の決済ではない。延享二年正月の備前蔵についてみれば、貸有銀三八四貫が、一方預りには、「備前蔵差引残り」として五九〇貫余がある。だから、これはある類限までの決済額か、特定の取引(貸借)の決済額であろう。
 - 四、「大名」 これはほとんど異例である。宝永三年松平淡路守一九二貫も意味不明であるが「年府之内へ」と注記されている。
 - 五、「本家家族」 当主、その子、先代、当主の兄弟姉妹などの名義のものである。これには財産分与分が含まれていると考えられる。全期間にわたって常に相当多額である。
 - 六、「分家」 分家との融資・取引の残高であろう。寛政七年、文化十四年は「差引残り」と記されている。「鴻池某」とあれば、分家に分類したが、この中にはごく一部別家も含まれているかも知れない。
 - 七、「別宅」 九人の場合には四五貫、六人の場合には三〇貫となっている。別宅一人に五貫目である。別家させる資金に類するものであろう。
 - 八、「北別印」 これは安永二年以後あらわされる。この項は漸次累積し、寛政七年、文化十四年には、一万貫前後である。これについては別にのべる。
- 第十二表(1)~(5)を第十三表で示した。第十三表では、預りをA・B・Cの三つの大項目に分類した。
- A類は、商人・武士・蔵・大名・新田・為替などおおむね業務上の預り銀である。分家よりの預りもこのうちに加える。すなわち同族融資関係を明らかにするためB項に入れたが、場合によってはA項に分類すべきである。
- B類は本・分家及び別宅分である。
- C項は、別帳・北印・別印・北別印および庵・院のものである。庵・院の預り銀はいかなるものか不明である。利息がそれらの

兼持額の少ない年を以てする。

第13表 「預り」の構成

種 別	寛文 10 (1670)		永宝 3 (1706)		延享 2 (1745)		寛政 7 (1795)		文化 14 (1817)	
	銀 高	比率 %	銀 高	比率 %	銀 高	比率 %	銀 高	比率 %	銀 高	比率 %
A 人 商人又は武士 大 名 業務関係 小計	實 効 28,003.05	22.7	實 効 31,858.80	2.6	實 効 505,990.—	20.2	實 効		實 効	
	500.—	0.4	572,866.04	46.0	609,146.50	24.3	1,302,924.52	9.5	438,068.20	3.8
	1,110.—	0.9	206,625.57	16.6	17,722.73	0.7				
			192,967.14	10.4	8,801.66	0.3				
			72,864.45	5.8		45.5				
		24.0		81.4			9.5			3.8
B 本家家族 分 家 別 家 小計	66,397.64		39,300.—	3.2	569,808.—	22.7	1,588,544.46	11.5	499,400.—	4.4
	27,289.27		129,700.—	15.5	391,590.33	15.6	482,373.88	3.5	428,500.—	3.8
					75,000.—	3.0	80,000.—	0.6	80,000.—	0.7
		76.0		18.7		41.3		15.6		8.9
C 庵・院 北・別印 別 帳 入 小計					14,704.—	0.6	25,402.—	0.2	28,262.—	0.2
					315,603.76	12.6	10,271,200.—	74.7	9,950,534.—	87.1
					13.2		74.9			87.3
合 計	123,299.96	100	1,246,182.58	100	2,508,366.98	100	13,750,444.86	100	11,424,764.20	100

A類 他人資本といえるのは、このA類だけである。寛文十年はともかく、延宝—元禄の急速な資本蓄積期には、なり高度の比率を保っていた。宝永三年は、預り銀の比率の少ない年であるが(第十一表参照)、この年には八一・

四%が他人資本であった。これが延享期には四五・五%となり。寛政七年には九・五%、さらに文化十四年には、わずか三・八%と激減する。この現象をめぐる諸条件が明らかでないから、その意味するところは不明である。とはいえず、記帳方法に変化ないとすれば、推察しうる事情は次の通りである。(一) 蔵物取引は時代が下るにつれて減少した。⁽¹⁾ 蔵名儀の預りが減少したのは、取引している蔵屋敷が減少したことによると考えられる。延享以降は、おおむね備前・広島・阿波の三藩に限られるようである。これらは鴻池家が多額の貸付を行っていた諸藩である。(二) 利貸しによる実質上の収益が利率よりも下廻るようになり(第五節参照)、利子つきの金を運用することが不利になった。

B類 本家家族、分家からの預りは、初期には圧倒的な比率をしめていた。B類については、はっきりした傾向は認められない。

C類 このなかで注目すべきは、北印、別印、北別印である。実態は全く不明であるが、第十二表(1)と(5)の記載から推察すれば、事実は同家の財産であるのに、あたかも他人資本のごとき形をとって運用されている「預り」であろう。だとすれば、こうした銀高が文十四年のように「預り」の八七・三%も占めるようになってくると、純資産(第一表C)は貸有銀(第一表A)にほぼひとしい状態になってくる。

以上をあわせて考えれば、鴻池家の経営が大名貸に純化する過程に、他人資本を排除し、自己資本だけで利貸業を行うということになり、いわば退妥的傾向を認めうるであろう。こうして同家は、まさに、与えられた社会経済的条件のもとで利潤を抽出し、いわば富の絶対的形態である貨幣におちつこうとする貨幣蓄蔵者の性質を示し、生産・流通から独立して貨幣財産を集積する前期的資本の傾向をあらゆる経営側面にまでしみわたらせてゆくのである。

- (1) 鴻池家が幕末においても諸藩の蔵物売捌きに関与していたことは知られている。こうした事実が算用帳にはっきり現われていないのは、同家が売捌きに間接的に関与していたからではないかと想像できるが、その点の考察は別に行う。